

昭和38年職福-2327 新旧対照表 (平成23年職職-346関係)

改 正 後	現 行
<p>第28条関係</p> <p>「人事院が定める場合」は、平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合(平成23年11月1日厚生労働省告示第425号)に規定する場所において、同告示に規定する作業に関連する作業を行う場合とする。</p>	<p>(新設)</p>